

## 特 集

## 平成19年度労働保険の年度更新について

## 1. 年度更新とは

労働保険（労災保険・雇用保険）の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間（これを「保険年度」といいます。）を単位として計算することとされており、年度当初に概算で申告・納付し、翌年度の当初に確定申告して精算します。つまり、前年度の確定保険料と当年度の概算保険料を同時に申告・納付するというので、これを労働保険の「年度更新」といい、毎年4月1日から5月20日までの間に手続きを行うことになっています（19年度は5月20日が日曜日のため5月21日（月）までとなります）。

具体的な手続としては、労働保険番号、事業所の所在地、名称、保険料率等があらかじめ印字された「労働保険概算・確定保険料申告書」が3月下旬～4月上旬頃に会社に送付されてきますので、これを作成し、その申告書に保険料を添えて、金融機関、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署のいずれかに提出します。労働局・労働基準監督署に提出する場合には、保険料の納付はその後金融機関ですることも可能です。

なお、年度更新は電子申請で行うことも可能で、電子申請した場合にのみ電子納付をすることができます。ただし、電子申請していない場合であっても、分割納付（延納）を申請した場合の2期分以降については電子納付が可能です。

## 2. 申告書の作成

申告書の作成には、労災保険・雇用保険ごとに対象となる社員の範囲、対象となる賃金総額を把握する必要があります。

## ・対象となる社員

労災保険と雇用保険では、対象となる社員の範囲が異なる場合があります。

労災保険については、一部の例外を除いてほとんど全ての労働者が対象になります。1日だけのアルバイト社員も対象となります。

雇用保険については、雇用保険の被保険者資格の取得手続きをした社員が対象となります（資格取得をすべき社員の条件は多岐に渡るので、ここでは省略します）。

退職した社員についても、対象期間に在籍していた期間は対象となります。

## ・対象となる賃金

労働保険における賃金総額とは、賃金、手当、賞与等の名称にかかわらず、労働の対象として支払った全てのもので、税金等控除する前の支払総額を指します。通勤手当（非課税分も含む）は対象になること、慶弔金、出張旅費等の実費弁償、解雇予告手当は対象とならないことは特に注意が必要です。

対象となる社員、賃金については複雑なケースもあるので、判断しかねる場合には労働基準監督署や社会保険労務士にお問い合わせ下さい。

これら対象社員、賃金を把握し、申告書に同封されてくる「申告書の書き方」の中の「確定保険料算定基礎賃金集計表」を利用すると申告書を作成しやすくなります。

以上の情報から保険料を計算し、概算保険料が40万円以上（労災保険・雇用保険のいずれか一方のみ保険関係が成立している場合は20万円）の場合には、希望により保険料を3回に分けて納付（延納）することもできます。

## 3. 一般拠出金の創設

石綿（アスベスト）健康被害救済のための「一般拠出金」の申告・納付が、平成19年度の年度更新にあわせて開始されることになりました。「アスベストは全ての産業において、その基盤となる施設、設備、機材等に幅広く使用されてきたため」という理由の下、アスベストの製造販売等を行ってきた事業主のみならず、労災保険関係が成立している全事業主はこの「一般拠出金」の納付義務を負うことになりました。

一般拠出金の算定方法は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までに支払った賃金総額に一般拠出金率を乗じて算定します。一般拠出金率は、一律1000分の0.05（0.005%）です。また一般拠出金には概算納付の仕組みはなく、確定納付のみの手続きとなります。

なお、申告書の作成、一般拠出金については継続事業に関する説明ですので、建設業等の有期事業の申告書作成、一般拠出金については別途お問い合わせ下さい。